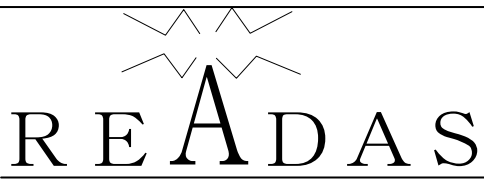


第 4347 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年10月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 厚生年金保険料率の改正

**Q**：厚生年金保険料の料率が改正されたようですが、どのようになったんですか？

**A**：0.354%上がりました。

### 【解説】

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の改正によって、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

今回改定された保険料率は、平成23年9月分(平成23年10月納付分)から平成24年8月分までの保険料を計算する際に使います。

保険料率は、次のとおりです。

#### ①一般の被保険者等

16.058%から16.412%になります。これを会社と本人が折半して払います。

一般の被保険者の方以外に、日本たばこ産業株式会社の被保険者の方、旅客鉄道会社の被保険者の方、農林漁業団体の事業所の被保険者の方もこの料率が適用されます。

#### ②坑内員・船員の被保険者等

16.696%から16.944%になります。本人は、この半分を負担します。

#### ③厚生年金基金加入者

厚生年金基金に加入している方の料率は、上記①又は②の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%から5%)を控除した率になり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者・・・11.412%～14.012%

坑内員の被保険者・・・11.944%～14.544%

各基金にお問合せください。

